



ひょうのせん
氷ノ山



てんだき
天滝



あけのへこうざん
明延鉦山



やぶじんしゃ
養父神社

きみ 君たちが ヒーロー!

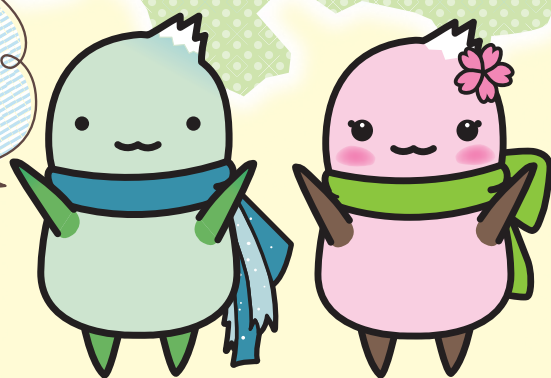
それいけ!
やぶしぎかい

やぶしぎかい
養父市議会



あさくらさんしょう
朝倉山椒

しぎかい
市議会の
しくみを
しょうかい
紹介するよ!



やぶし
養父市イメージキャラクター

やっぷー

やっぴー

ひょうのせん
氷ノ山のブナの
もりすようせい
森に住む妖精

ともだち
やっぷーのお友達で
めいぼくせんざくらようせい
養父市の銘木仙桜の妖精



みょうけんさんじゅうのとう
妙見三重塔



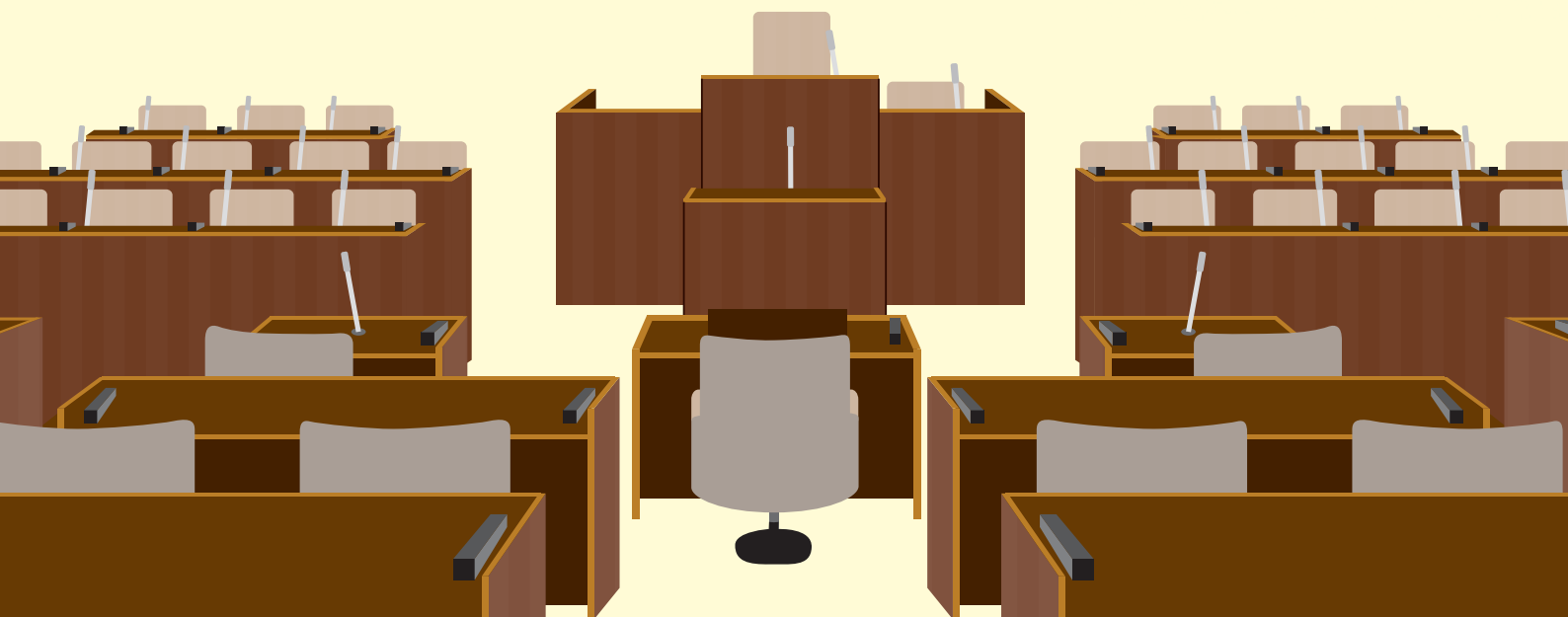
なかせこうざん
中瀬鉦山



たるみ
樽見の大桜



べっくう
別宮の柵田



1 市議会とは



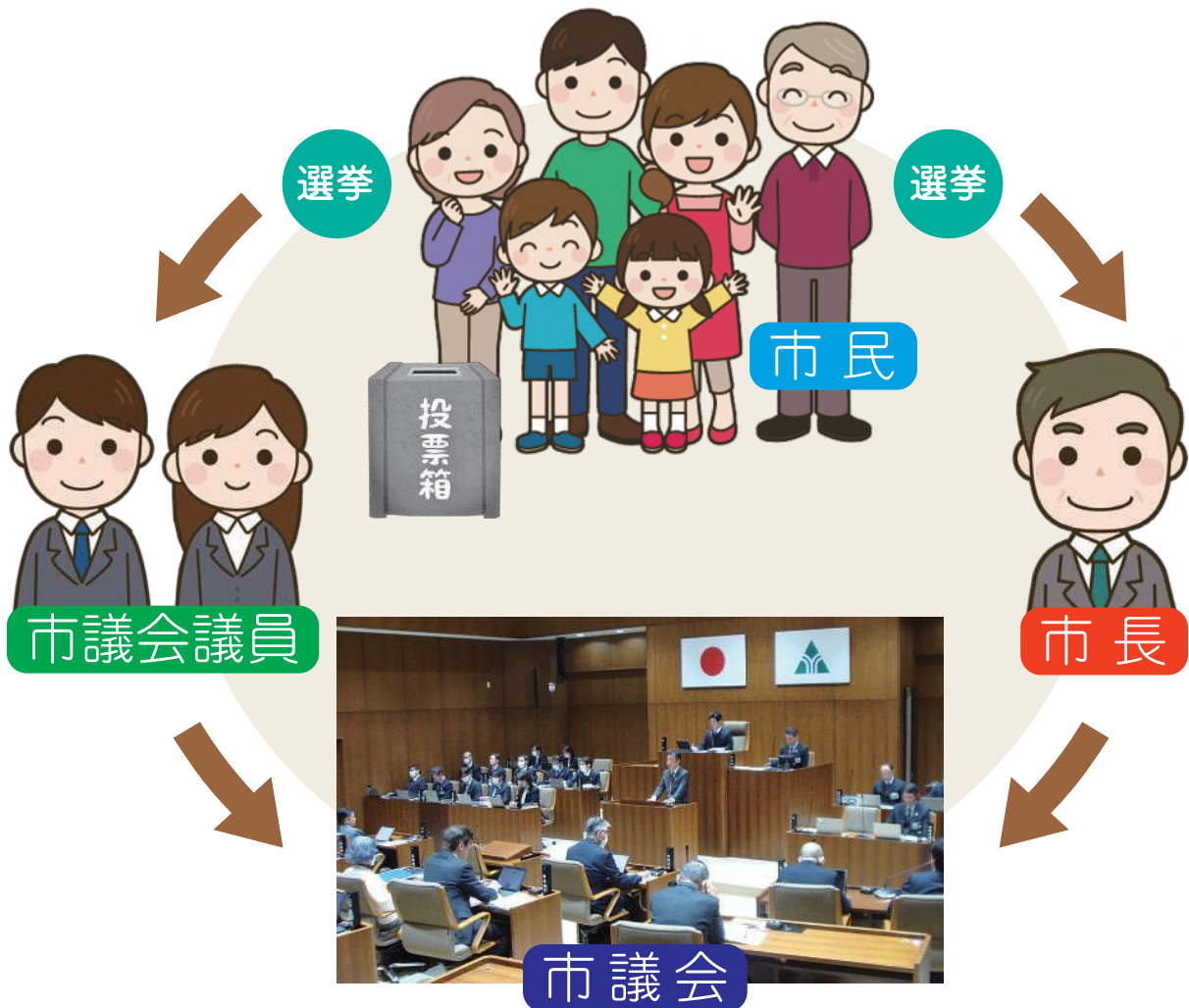
わたしたちが住んでいる養父市をもっと住みやすいまちにするためには、
市民全員が集まって意見を出し合うのが一番よい方法ですが、

市民全員が集まって話し合うことはできません。

そこで、代表者を選んで話し合いをする機会をつくります。

この代表者を市議会議員といい、わたしたちが選挙で選びます。

その市議会議員が集まって話し合いをするところが市議会です。



市議会と市長ってどんな関係なの？

市議会（議員）と市長は、どちらもわたしたちが選挙で選んだ代表です。※

市長は暮らしをよくするためのさまざまな提案をし、市議会がその提案を判断します。

市長は、市議会で決まったことを実行します。

市議会と市長は、お互いに意見を出し合い、市民のために仕事をします。

※二元代表制（にげんだいひょうせい）といいます。

② 市議会議員

市議会 議員

○定数／16人

○任期／4年間

市議会議員の選挙は4年に一度行われます。

市議会議員に立候補することができるのは25歳以上の市民で、市議会議員を選ぶことができるのは、18歳以上の市民です。

会 派

市政に対して同じ考えや意見を持っている議員が集まり、その考えを効率的に市政に反映させるために活動するグループを、会派といいます。会派どうしが協力して「議会の意見」をまとめ、まちづくりを進めます。

議長と 副議長

市議会には、議員の中から議長と副議長を選び、議長は議会を代表し、会議を円滑に進める大切な役目をもっています。

副議長は、議長が不在のときに議長の代わりを務めます。

③ 市議会の権限



市議会は、市民の代表として十分な活動ができるよう、法律に基づき議決権、監視権、調査権など多くの権限をもっています。

決める（議決）

市長から提出された議案※を審議し、進む方向（施策）や予算を決めます。



つくる（制定）

市の条例は議会の議決※で制定されます。また、改正や廃止などの議決を行うこともあります。



チェックする

（監視・調査）

市の施策や予算が議決したとおりに適正に執行されているか検証します。



要望を受ける（請願・陳情・要望）

請願は、本会議に提出され、委員会の審査を経て、議会としての結論（採択・不採択）を出します。

陳情・要望は、その写しが各議員に配付されます。



意見を出す（意見書）

市民が暮らしやすい、よいまちになるよう議会の考えを意見書として、国や県等に提出します。



※P7の議会の基礎知識に用語説明があります。

4 議場の中を紹介！

市議会の本会議は、本庁舎（八鹿）3階の議場で行っています。



①議長席

議長がこの席に座り、会議の進行を行います。

②議席

議員は決められた議席番号の席に座ります。

③演壇

議員が提案や報告、討論をしたり、市長が答弁や説明をします。

④質問席

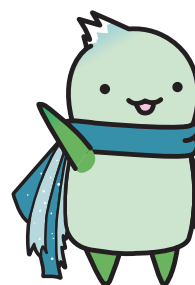
議員が一般質問をします。

⑤理事者席

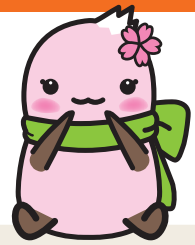
市長や副市長、各部長などが座ります。

⑥傍聴席

本会議や委員会は、どなたでも傍聴することができます。



⑤ 市議会のすすめ方



本会議



議員が議場に集まって市の仕事について話し合います。

市長が話し合う議題について説明し、議員がこの事について質問したり、意見を言います。

市長や部長は、議員の質問や意見に答えて、市の考え方や意見を明らかにします。

年4回 定例会

決まった時期（3月、6月、9月、12月）に開かれる本会議

随時 臨時会

急いで決めなくてはいけないことがあるときに開かれる本会議

委員会



本会議で決定する前に、仕事の種類ごとのグループに分かれて詳しく調べたり話し合ったりします。養父市議会には2つの常任委員会があります。

常任委員会のほかにも、委員会ごとに決めた内容を調査する特別委員会があります。

予算 決算 広報 議会改革 など

市長が提出した議案や受理した請願などについて、担当する委員会（せいがん たんとう）で審査します。

総務文教

- 市の組織、計画、財政、税務など
- 防災、情報など
- 福祉、医療、介護など
- 子育てなど
- 教育、スポーツ、文化など

に関すること

生活環境

- こせき戸籍、協働、公民館、図書館など
- 農林業、商工観光業、環境など
- かせん道路、河川、住宅、上下水道など

に関すること

本会議



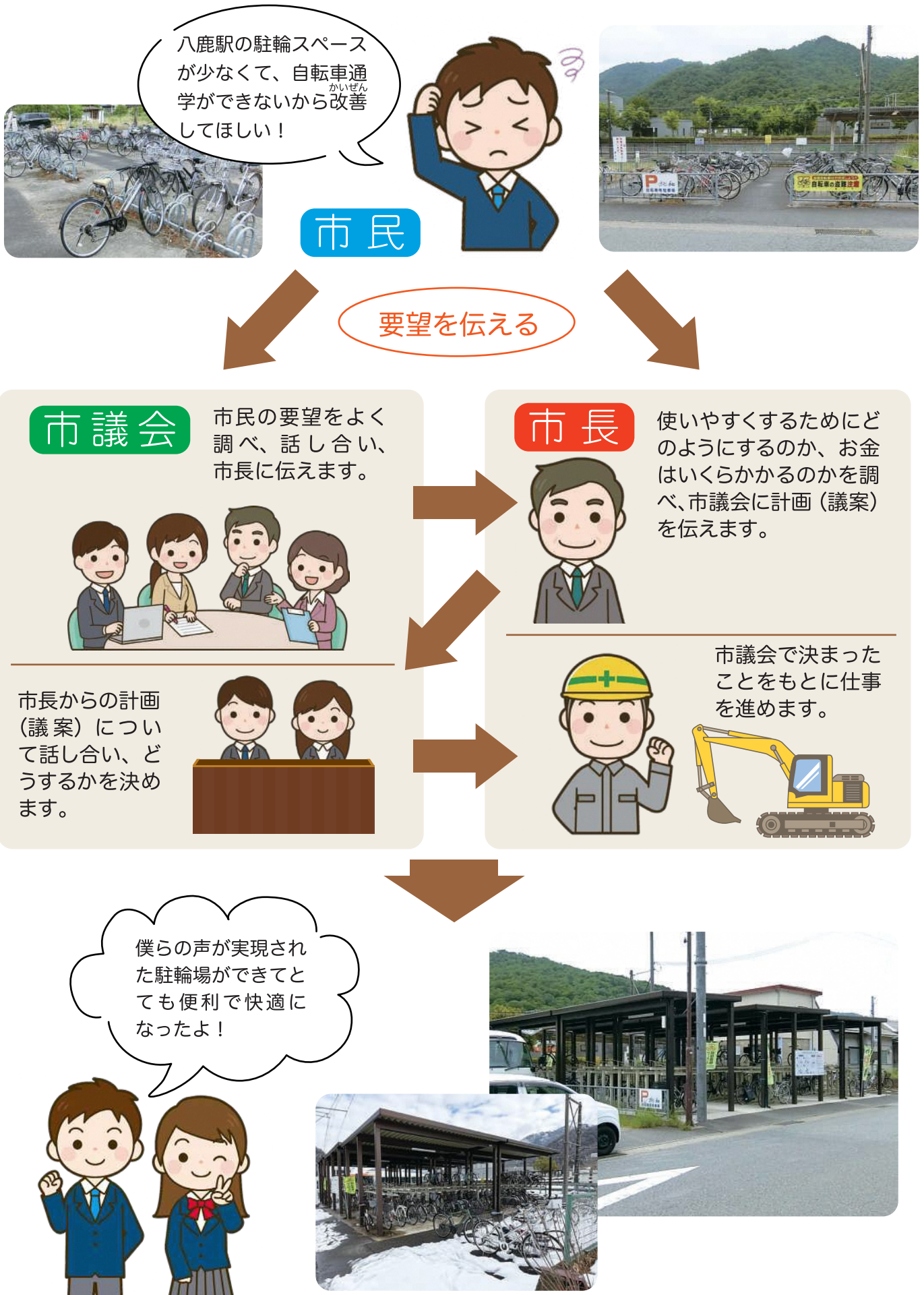
委員会での話し合いの結果をもとに、その議題について賛成か反対かの意見を言います。議会としての最終的な意見を決定し、その結果を市長に送付します。

市長



市長は、市議会で決まったことをもとに、市民のために様々な仕事を進めます。

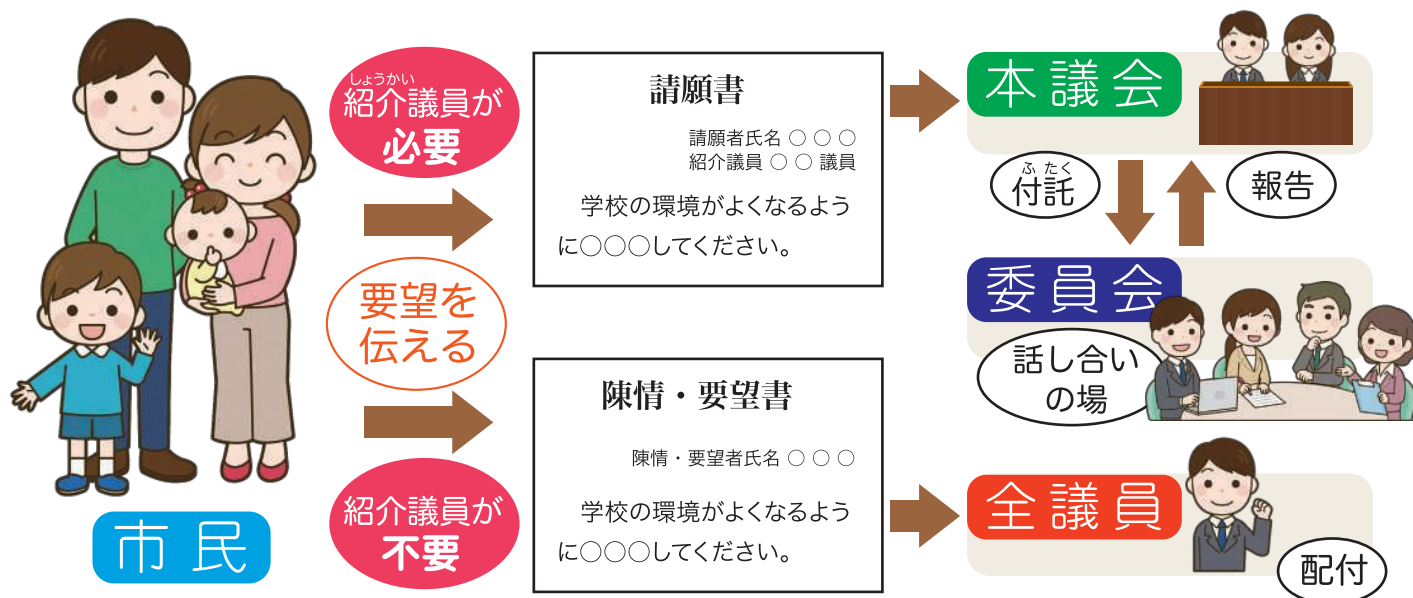
⑥ 例えば八鹿駅の駐輪場ができるまで



⑦ 私たちの意見や要望の伝え方

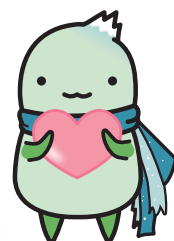
市の仕事について、「こうしてもらいたい」と要望があるときは、市議会にその要望を伝えることができます。これを「請願」、「陳情」、「要望」といい、特に「請願」は憲法で認められた権利です（第16条）。

「請願」のうち、国や県が行う仕事については、市議会の意見をまとめて「意見書」という文書で国や県に提出します。



⑧ 養父市議会のとりくみ

みなさんと一緒にまちづくりを考えたり、市の政策に活かすため意見交換会や研修会などを行っています。



議会報告会	市内の各地域（自治協議会ごと）に議員が出向いて、定例会の報告や地域の課題について意見交換を行っています。
議会モニター	定例会や議会の活動に対しての意見を求めます。モニターは各種団体の推薦や一般公募により年度ごとに募集して活動をお願いしています。
市民合同研修会	議員の活動を知ってもらうとともに、議会のしくみやまちづくりをみなさんと一緒に学ぶ機会をつくっています。
高校生との意見交換会 オンライン懇談会	学生・若い世代や子育て世代などを対象にした意見交換の機会を持っています。議会報告会の会場に出向くことが難しい方にもオンラインなど参加しやすい方法や時間で行っています。

9 議会の基礎知識



議会で使用される基本用語を解説します。

議案	議会で決定（議決）してもらうために、市長、議員または委員会が提出する案件のことで、条例案、予算案、契約締結議案、人事同意議案などがあります。	
議決	議会で、議案などに対する賛成、反対を決定することで、次のような種類があります。 ・可決（否 決）…「予算、条例、契約、意見書、決議、その他」に関する議案 ・認定（不認定）…「決算」に関する議案 ・承認（不承認）…「専決処分」に関する議案 ・同意（不同意）…「人事案件」に関すること ・採択（不採択）…「請願」に関すること	
審議	本会議において、提出された事項の説明を聞き、質疑し、討論をし、採決（議決）するまでの流れをいいます。	付託 議会の議決に先立って詳しく調べたり、話し合ったりするために、担当する常任委員会等に審査を任せることをいいます。

10 本会議や委員会を体験してみる！

生で見る（傍聴）

本会議や委員会の様子を見ることができます。本会議、委員会の傍聴は、市役所3階で受け付けています。（定員に限りがあります。）

家で見える（議会中継録画）

本会議の話し合いの様子は、録画放送しており、ケーブルテレビやパソコン、スマートフォン、タブレットで見ることができます。



読む（市議会だより）

「養父市議会だより」を年に4回発行して、各家庭に配っています。



場所を見る（議場見学）

市議会に関心を持っていただくために、議場の見学を受け付けています。



小学生のみなさんが▶
本会議を傍聴してくれました

詳しく読む（会議録）

本会議の話し合いの詳しい内容は、市議会ウェブページ、または次の施設で見ることができます。

- 議会事務局（市役所3階）
- 各地域局



市議会をもっと知る（市議会ウェブページ）

養父市議会のページで市議会の仕事についてお知らせしています。

■養父市議会ウェブサイトアドレス

<https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/gikai/3/index.html>



養父市議会事務局

〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675 E-mail : gikai@city.yabu.lg.jp
TEL(079)665-6800 / FAX(079)-665-6801